

和泉市マル経融資 利子補給制度のご案内

制度概要

日本政策金融公庫にてマル経融資の実行を受けた方のうち、一定の要件を満たす事業者に対して、利子相当額を上限2万円補給する制度です

補給対象利子 補給限度額

- ・初回返済日から起算して1年の間に返済した利子（返済回数12回）
- ・利子補給額は対象となる融資に対し一律上限2万円。但し、対象利子が2万円に満たない場合はその支払利子相当額

対象者

- ・市内に住所又は事業所のある個人事業主あるいは市内に本店又は営業所のある法人
- ・和泉商工会議所の経営指導員による経営指導を原則6か月以上受け、返済期間が1年以上のマル経融資を借り入れた者

申請の制限

次の各号のいずれかに該当するときは交付申請をできません

- ①補給対象融資において約定返済の遅延が2回以上あるとき
- ②補助対象融資の当初の返済条件を変更したとき
- ③既存マル経融資の利子補給が完了していないとき

※マル経（新型コロナウイルス感染症関連）を借りている方は、
中小企業基盤整備機構の特別利子補給制度を活用することができます

中小機構HP



問合せ・書類 提出先

〒594-8501 和泉市府中町二丁目7番5号
和泉市 環境産業部 産業振興室 商工観光担当
☎ 0725-99-8123

和泉市HP



登録⇒申請⇒補給の流れ

①登録

・融資実行後、日本政策金融公庫から「お支払明細書」が届きますので、和泉市にご提出ください

○必要書類 登録期限：融資日から3か月以内

①利子補給金登録書、 ②返済状況証明書、 ③お支払明細書

②申請

・「融資登録書」で登録された先を四半期毎に取り纏め、日本政策金融公庫に返済状況の照会（返済状況証明書の代理徴求）を行います



条件に適合

・「利子補給申請書兼請求書」を送付しますので、提出期間内に申請書類等を提出して下さい



条件に不適合

・利子補給金審査結果通知書にて不適合理由と合わせて通知します

③補給

・申請者から提出された書類を審査し、適当と認めるときは利子補給金の交付を決定します

・交付決定後、指定の口座宛てに利子補給金を振り込みます

マル経融資の概要

運転資金

設備資金

融資限度額

2000万円

返済期間

7年以内（1年未満）

10年以内(2年以内)

利率

特別利率F

担保・保証人

不要